

## 在宅サービス・施設サービスの体制整備に関する意見書

平成25年9月18日  
社会保障審議会介護保険部会  
委員 齊藤 訓子  
(日本看護協会常任理事)

### 1. 訪問看護の体制整備と人材確保策の強化

#### (1) 「基幹型訪問看護ステーション」(仮称)の設置

全国約6,800ある訪問看護ステーションのうち、半数近くは看護職員5人未満の小規模事業所であり、少人数での夜間・緊急対応や人材育成に困難を来しています。今後は、訪問看護ステーション間の連携・協力体制を整備するとともに、役割分担を進めていくことが課題となります。地域の大規模な訪問看護ステーションが「基幹型訪問看護ステーション」(仮称)として、小規模事業所に対して夜間緊急時・重度者対応の支援や人材育成の機能を担うことにより、地域全体で訪問看護提供体制を底上げする仕組みをつくるべきと考えます。

#### (2) 訪問看護の人材確保策の強化

訪問看護職員は就業看護職員の約2%、約3万人にとどまっています。2025年には訪問看護利用者が約51万人と見込まれており、ニーズに見合う提供体制を整えるには、今後、訪問看護に従事する看護職員を年間2,000人規模で増やしていく必要があります。

職能団体としても、多様な人材の参入を促進するための教育カリキュラムの整備等を進めてまいりますが、今後は関連団体や事業者の自助努力のみではなく、国策として、全国規模で訪問看護の人材確保策を展開すべきです。

### 2. 複合型サービスの普及推進

#### (1) 複合型サービスの趣旨の理解促進

平成24年に創設された複合型サービスに関しては、サービスの趣旨に対する市町村の理解に差があり、開設を希望する事業者がいても申請が認められないケースや、複合型サービスの運営基準等がない所謂ローカルルールを設けているケースが見られます。

複合型サービスを含めた地域密着型サービスについては、今後市町村の地域包括ケアにおいて整備が必須となることを鑑み、好事例の紹介等を通じてサービスの趣旨を市町村に普及し、理解を深めることが必要です。

## （２）都市部における複合型サービスの開設・運営支援

今後、高齢者人口が急激に増加する大都市部では、自宅周辺で利用できる地域密着型サービスの整備がいつそう求められる反面、地価や賃料が高いため、複合型サービス等の新規開設が進みづらい現状にあります。

複合型サービスの整備に地域差がある現状をふまえ、ニーズが大きい地域においては、サービスの安全性が担保される範囲で、登録定員の上限や宿泊サービス定員の規制を緩和するとともに、個室の空き室を登録定員以外の人が利用できるよう、基準の見直しを検討すべきと考えます。

また、既存の住宅資源を地域密着型サービスに活用できるよう、空き家や空き建物の取得・賃借に対する費用助成や、介護サービス事業者と土地・建物所有者のマッチング事業など、住宅政策と連動した介護基盤の整備が求められます。

## ３．特別養護老人ホームの医療提供体制の見直し

社会保障制度改革国民会議の報告書において、今後の特別養護老人ホーム（以下；特養）は、中重度者対応に重点化することが求められています。

既に特養の入居者は高齢化・重度化が進んでおり、医療ニーズの高い入居者への対応とともに、施設内での「看取り」対応が課題となっています。今後さらに中重度者対応を強化するのであれば、現状の特養における医療提供体制の再構築が必須となります。

とくに夜間・緊急時の看護体制や、外部の医療サービスの導入について、現在厚生労働省で実施されている調査研究事業等の結果をふまえて検討し、特養が「終の棲家」の役割を担うための体制整備に着手すべきだと考えます。